

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和3年美浜町議会第4回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、4番 北村議員、5番 龍神議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

事務局長から別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（井田時夫君） 説明します。

令和3年美浜町議会第4回定例会会期予定表。

12月14日火曜日、本会議

1番、会議録署名議員の指名

2番、会期の決定

3番、諸報告

4番、全議案の提案理由説明

散会后、全員協議会、各常任委員会を開きます。

15日水曜日、本会議、一般質問

16日木曜日、本会議、一般質問、議案審議

17日金曜日、本会議、議案審議

以上です。

○議長（谷重幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から12月17日までの4日間にした
いと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの4日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本定例会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（井田時夫君） 報告します。

報告第1号 専決処分事項の報告（令和3年度美浜町一般会計補正予算（第4号））に
ついて

議案第1号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第2号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第3号 美浜町教育施設整備基金条例の制定について

議案第4号 美浜町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

議案第5号 美浜町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

議案第8号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第9号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第10号 美浜町煙樹海岸キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 工事請負契約の変更について

議案第12号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第5号）について

議案第13号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第14号 令和3年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第15号 令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第16号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第17号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第18号 令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）について

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

次に、監査委員から例月出納検査及び第1回随時監査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

次に、議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで、諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和3年美浜町議会第4回定例会に提案いたしました報告1件、議案18件について、提案理由を申し上げます。

報告第1号は、専決処分事項の報告（令和3年度美浜町一般会計補正予算（第4号））についてでございます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ47,263千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を38億70,003千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、ゼロ歳から高校3年生までの子供1人につき50千円を支給する子育て世帯等臨時特別支援事業の補正でございます。今回の補正につきましては、11月26日の閣議によりまして新型コロナウイルス感染症対策予備費が措置され、年内に支給を開始するとされたことに伴い、早急に対応する必要があることから、令和3年11月30日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案第1号は、機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

機構改革についてでございますが、住民の皆様が求められているサービスを継続して提供していくため、時代のニーズに合った機構改革を検討してきたところでございます。

まず、課の名称についてでございますが、総務政策課を総務課、防災企画課を防災まちづくりみらい課、健康推進課を子育て健康推進課、福祉保険課をかがやく長寿課、産業建設課を農林水産建設課に改正いたします。また、各課の業務の効率化や住民の皆様の利便性等の観点から、各課の代表的な分掌事務につきましても改正してございます。

議案第2号は、押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

本条例の制定につきましては、押印等の見直しに係る法改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

法改正の目的は、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを行うことは、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のみならず、業務そのもの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資することが目的でございます。

議案第3号は、美浜町教育施設整備基金条例の制定についてでございます。

本条例の制定につきましては、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、美浜町教育施設整備事業の財源に充てるため、新たに条例を制定するもので、同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第4号は、美浜町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定についてでございます。

学校給食については、現在、その調理・配送業務を民間会社に外部委託して実施しているところであり、条例に規定している学校給食を供する施設としての美浜町立学校給食センターは、既に事実上存在していないと判断し、新たに条例を制定するとともに、給食センターに関する条例を廃止するものでございます。

議案第5号は、美浜町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、美浜町下水道事業を設置し、地方公営企業法に伴う財務規定等を適用するために制定するもので、事業の目的、財務規定等の適用、経営の基本などについて定めるものでございます。

議案第6号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

さきの第2回定例会におきましては、美浜町消防団条例の一部を改正する条例についての議案審議の中で、消防庁からの通知による消防団員の報酬等の処遇改善等について、担当課において把握ができていなく、担当課長は今のところ考えてございませんと答弁いたしましたが、私からは、消防団の幹部の方と関係課で協議をしていきたいと答弁したところでございます。このことによりまして、消防団員の年俸報酬と出動報酬、水火災・地震等について関係課と協議を重ね、消防団幹部の方々に説明を行い、同意を得たところでございます。

また、特別職報酬等審議会へ諮問を行い、答申においては、消防団員の処遇の改善を図るための今回の改正は適当であるとの答申をいただきましたので、消防団員の年俸報酬、消防団・水防団出動報酬、水火災・地震等について改正するものでございます。

議案第7号は、美浜町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、固定資産税第3期分の納期を、納期限と閉庁日の重複を避けるため、国の基準に合わせて12月1日から同月25日までに改正するものでございます。

議案第8号は、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う、関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたことによる改定並びに資産割の廃止及び普通徴収の納期の改定を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号は、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されたことに伴い、国民健康保険における出産育児一時金について、404千円を408千円に改正するものでございます。

議案第10号は、美浜町煙樹海岸キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、美浜町煙樹海岸キャンプ場の管理及び運営において、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に管理等を行わせることができるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号は、工事請負契約の変更についてでございます。

さきの第2回臨時会において議決をいただきました上田井地区内での津波避難施設の高台建設工事について、土砂仮置場所から建設現場まで盛土材料の積込み運搬工1,550m³の追加が主たる内容でございます。契約金額を増額いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第12号は、令和3年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億24,882千円を追加し、

補正後の歳入歳出予算の総額を39億94,885千円とするものでございます。

まず3ページ、第2表、地方債補正の追加は、松洋中学校屋内運動場空調設備設置工事実施設計業務によるものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

8ページ、地方交付税、普通交付税は、財源調整によるものでございます。

分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金、農業費分担金、町単独事業受益者負担金（農地費）は、和田川の樋門修繕に伴う日高町の負担金でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金は、障害児施設措置費（給付費等）負担金、障害者自立支援給付費等負担金の追加は、実績見込みによるもの、国民健康保険保険基盤安定負担金の減額は、確定によるものでございます。

国庫補助金、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金は、実績見込みによる追加、児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金は、児童手当システム改修の補助金でございます。

衛生費国庫補助金、清掃費補助金、浄化槽設置整備事業費補助金は、確定によるものでございます。

疾病予防対策事業費等補助金、感染症予防事業費等補助金は、健診情報連携システム整備事業等に伴う電算処理委託料の補助金でございます。

10ページ、保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、3回目のワクチン接種に伴う補助金でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、社会福祉費負担金は、国民健康保険保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額は、確定によるもの、障害児施設措置費（給付費等）負担金、障害者自立支援給付費等負担金は、追加でございます。

県補助金、民生費県補助金、社会福祉費補助金は、地域生活支援事業費補助金の追加、衛生費県補助金、清掃費補助金、浄化槽設置整備事業費補助金は減額でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金は、各基金の利子の追加でございます。

12ページ、繰入金、特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計は、過年度の療養給付費負担金の精算によるものでございます。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は、美浜町教育施設整備基金へ積み立てるものでございます。

町債、教育債、緊急防災・減災事業債は、松洋中学校屋内運動場空調設備設置工事实実施設計業務の追加でございます。

次に、歳出について申し上げます。

14ページ、議会費は、議員期末手当の減額、人事院勧告等によるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費は、特別職期末手当の減額、人事院勧告、共済組合の追加費用の確定等によるもの、委託料、庁舎内システム機器等移設作業委託、備品購入費の追加は、機構改革に伴う費用でございます。

財産管理費、需用費、修繕費は、機構改革に伴う費用と、台風14号による突風により吉原西集会場、新浜共同炊事場が被害を受け、多額の費用を要したため、補填するものでございます。

電子計算費、委託料、入退室管理システム及び監視カメラ更新業務は、平成23年1月より稼働していた電算室の現行システム機器が故障したことによるものでございます。

財政調整基金費、積立金は、利子の積立金でございます。

16ページ、徴税費、税務総務費の減額、戸籍住民基本台帳費の減額、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の減額は、人事院勧告等による人件費の補正、国民健康保険特別会計への繰出金の減額でございます。

18ページ、国民年金費の減額、老人福祉費の減額は、人件費の補正と各特別会計への繰出金の減額でございます。

心身障害者福祉費は、人事院勧告等によるもの、扶助費では、日常生活用具給付事業、障害介護給付費、障害児給付費の追加は、実績見込みによるもの、地域包括支援センター運営費は、人事院勧告等による人件費の補正でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費、委託料は、児童手当法の改正に伴う児童手当システム改修でございます。

20ページ、児童措置費の追加、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の減額は、職員の育休、人事院勧告等によるものでございます。

予防費は、3回目の新型コロナワクチン接種に伴う各科目の追加と健診情報連携システム整備事業等に伴う補正でございます。

墓地基金費、積立金は、利子の積立金でございます。

22ページ、清掃費、し尿処理費、負担金補助及び交付金は、合併処理浄化槽設備補助の確定によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費の減額、農業総務費の減額は、人事院勧告等によるものでございます。

農地費、委託料、樋門修繕委託業務は、和田川の樋門の修繕委託によるもの、繰出金は、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費は、人事院勧告等によるものでございます。

24ページ、都市計画費、下水道費、繰出金は、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額でございます。

教育費、教育総務費、事務局費は、人事院勧告等によるもの、教育諸費、負担金補助及び交付金、小中学校修学旅行キャンセル料等支援補助金は、修学旅行が実施できたことによりキャンセル料が発生しなかったことによる減額、外国青年招致事業費、負担金補助及び交付金、渡航費用負担金は、実績見込みによるものでございます。

教育施設整備基金費、積立金は、美浜町教育施設整備基金に積立てを行うものでございます。

26 ページ、小学校費、学校管理費は、児童手当の追加、中学校費、学校管理費、委託料は、松洋中学校屋内運動場空調設備設置工事实設計業務によるもの、こども園費、ひまわりこども園費は、職員の育休、人事院勧告等によるものでございます。

社会教育費、社会教育総務費は、人事院勧告等による人件費の補正と、来年1月4日に開催予定の成人式が延期となった場合、1人1万円の新成人特別給付金を支給するものでございます。

28 ページ、公民館費、委託料、管理委託料は、最低賃金の引上げによるものでございます。

保健体育費、体育施設費、需用費は、修繕費の追加でございます。

議案第13号は、令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ333千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を10億404千円とするものでございます。

人事院勧告等に伴う人件費の減額、過年度分保険給付費等交付金の精算による追加などによるものでございます。

議案第14号は、令和3年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ210千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を79,575千円とするものでございます。人事院勧告等による人件費の減額でございます。

議案第15号は、令和3年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ153千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億39,009千円とするものでございます。人事院勧告等による人件費の減額でございます。

議案第16号は、令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ509千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億41,568千円とするものでございます。主なものは、人事院勧告等による人件費の減額や保険給付費の実績見込みによる追加と、これに伴う財源の調整でございます。

議案第17号は、令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,015千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億40,663千円とするものでございます。保険料の賦課見込み等に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の追加などによるものでござい

す。

議案第18号は、令和3年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、収益的支出の補正をお願いするもので、人事院勧告等による人件費の追加でございます。収益的支出の補正額は106千円の追加で、事業費用合計は1億24,101千円となっております。

以上、本定例会に提案しました報告1件、議案18件について、一括して提案理由を申し上げます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前九時三十一分散会

再開は、明日15日午前9時です。

この後、全員協議会、各常任委員会を開きます。

お疲れさまでした。